菊池都市計画特別用途地区の変更について

建築基準法(特別用途地区)

第49条 特別用途地区内においては、前条第一項から第十二項までに定めるものを除くほか、その地区の指定の目的のためにする建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な規定は、地方公共団体の条例で定める。

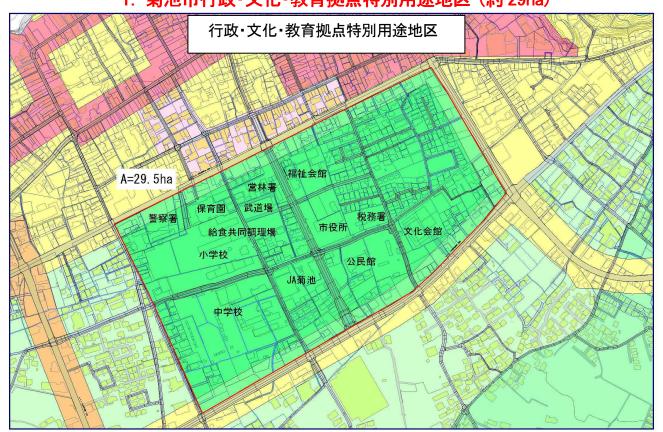
2 特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、前条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することができる。

1. 特別用途地区(菊池市行政・文化・教育拠点特別用途地区)

市役所周辺の公共施設が集中している地域を、将来ともこの集積を活かし、行政サービスの向上や文化活動を育んでいく役割を担った拠点と位置づけ、関連施設の立地を容易にします。

- 緩和する建物
 - 1. 行政施設
 - 2. 文化施設
 - 3. 教育関連施設

1. 菊池市行政·文化·教育拠点特別用途地区(約 29ha)



2. 特別用途地区(大規模集客施設制限地区)

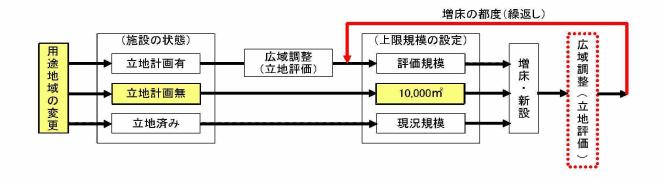
熊本県では、大規模集客施設は多くの人々を広い地域から集めることによって交通渋滞や周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがあるため、「大規模集客施設の広域調整に関する方針」を立て、大規模 集客施設の立地可能な商業地域・近隣商業地域・準工業地域の変更を行う場合は、10,000㎡を超える施設に対して立地規制を行うよう指導しています。

この方針に基づき、今回、商業・近隣商業地域へ立地規制を行うものです。

なお、準工業地域(約22ha)については平成21年3月から立地規制を実施しています。

※ 大規模集客施設とは、劇場、映画館又は店舗、飲食店等で床面積の合計が10,000㎡を超える施設です。

熊本県:大規模集客施設の広域調整に関する方針(イメージ図)



2. 大規模集客施設立地制限地区 追加区域 (約34. 9ha)

